

義務教育の一層の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、引き続き堅持することが求められています。

また、義務教育の現場においては、いじめや不登校をはじめとする複雑化・多様化する課題の解決を図りながら、児童生徒の豊かな学びを実現していく必要がありますが、現場の教員が担う業務は多岐に渡っており、個々の児童生徒に合わせたきめ細かな教育を提供していくためには、教員業務支援員等の学校業務を支援する支援スタッフを十分配置することにより、教員が担う業務の適正化を図ることが不可欠です。

こうした中、地方自治体においては、児童生徒の豊かな学びを実現するため、特別教室、体育館への空調設備の設置や校舎の断熱改修、老朽化する小中学校の改築等の学校施設整備など児童生徒の学習・生活環境の改善に向けた対応も必要であり、地方自治体に対する十分な財源措置が求められています。

よって、国におかれては、義務教育の一層の充実に向け、下記の事項について実施されますよう強く要望します。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 教員業務支援員等の学校業務を支援する支援スタッフを配置する上で必要となる財源を確保すること。
- 3 学校施設の整備に必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年10月3日

上田市議会議員 佐藤 論 征